

# 議題 3

議案第 7 号

平成 30 年 3 月 28 日提出

## 広島市教育振興基本計画の時点修正について

### 1 広島市教育振興基本計画について

**根拠法令** 教育基本法第 17 条第 2 項

(教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

**策定年月** 平成 22 年 9 月

**計画期間** 平成 22～32 年度 (第 5 次広島市基本計画に同じ)

※ただし「主な取組」(施策に係る具体的な取組)については、策定時は平成 22～25 年度までを定め、平成 26 年度以後については、施策の状況等をみながら時点修正することとした。

### 2 時点修正の経緯等

平成 26 年 3 月に「主な取組」等を平成 26～29 年度までの内容となるよう時点修正を行った。この期間の満了に伴い、平成 30～32 年度までの「主な取組」となるよう、再度時点修正を行う。

### 3 今回の修正のポイント

施策の実施状況や現況等を踏まえるとともに、必要に応じ次のことも考慮して修正する。

- 平成 28 年 12 月策定の広島市教育大綱等の内容。
- 新学習指導要領の内容 (全面実施：小学校 H32～、中学校 H33～、高等学校 H34～)。

### 4 「広島市教育振興基本計画 (平成 30 年 3 月時点修正)」の内容等

※ **別冊 1**のとおり

### 5 「主な取組」の更新作業についての手順及びスケジュール

平成 30 年 3 月 7 日 教育委員会議 (勉強会)

平成 30 年 3 月 27 日 教育委員会議で議決 (※ 議決後、本市ホームページ等で公表)

平成 30 年 4 月 1 日 時点修正した「主な取組」の施行

#### 【参考】

		H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
広島市教育振興基本計画	時点修正				→			
					新計画策定			
第 3 期教育振興基本計画 (国)	策定						→	
							第 4 期計画策定	
広島市教育大綱					→			
新学習指導要領	小学校		先行実施		→	全面実施		
	中学校		先行実施			→	全面実施	
	高等学校			先行実施			→	全面実施
第 5 次広島市基本計画					→			